

広報

アウトドアと温泉と
天然しじみのふるさと

て
し
お

Public
Information
Teshio
NO.615

2008.Oct 10



雄信内保育所消防防火パレード（9月8日撮影）

大規模な土地取引には、届出が必要です

一定面積以上の大規模な土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です

国土利用計画法のねらい

土地は、国民にとつて限られた貴重な資源であり、自分勝手な土地利用は、人々の生活や周辺の自然環境にも影響を及ぼし迷惑をかけるかもしれません。このため、地域全体の住みやすさや自然環境との調和を考えて、適正に利用することが大切です。

国土利用計画法は、こうした考え方に基づいて、一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、都道府県などにその利用目的などを届け出て、審査を受けることとしています。都道府県などは、土地利用基本計画などの様々な土地利用に関する計画に照らして、土地を適正に利用することができるよう助言や勧告を行います。このように早期の段階から計画に従った適正な土地利用をお願いすることにより、快適な生活環境を推進する役割があります。

■ 次の条件を満たす土地取引にあたっては届出が必要です ■

土地の形態

- 売買
- 交換
- 現物出資
- 共有持分の譲渡
- 地上権・貸借権の設定・譲渡 ほか

取引の規模（面積要件）

- ① 市街化区域 2,000㎡ 以上
- ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡ 以上
- ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡ 以上

一団の土地取引

個々の面積は小さくても、権利取得者（売買であれば買主）が権利を取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合（「買いの一団」といいます。）には届出が必要です。



届出の手続

- 届出者 土地の権利取得者
(売買の場合であれば買主)
- 提出期限 契約締結日を含めて2週間以内
- 届出窓口 天塩町役場企画商工課
- 主な届出事項
 - (1) 契約当事者の氏名・住所等
 - (2) 契約締結年月日
 - (3) 土地の所在および面積
 - (4) 土地に関する権利の種別および内容
 - (5) 取得した土地の利用目的
 - (6) 土地に関する対価の額
- 提出する書類
 - (1) 届出書
 - (2) 土地取引に係る契約書の写しまたはこれに代わるその他の書類
 - (3) 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 - (4) 土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
 - (5) 土地の形状を明らかにした図面
 - (6) その他（必要に応じて委任状等）

■ 届出をしないと法律で罰せられます ■

土地取引の契約（予約含む）をした日を含め2週間以内に届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。



問合せ

留萌支庁地域政策課 ☎ 0164-42-8421
役場企画商工課 ☎ 2-1001(142)

インフルエンザ予防接種のお知らせ！！

今年度のインフルエンザ予防接種を次の期間で行います。

ご希望の方は、事前予約が必要ですので、早めにお申し込みください。

【65歳以上の方】

接種期間：平成20年11月10日（月）から11月14日（金）

午後1時、2時、3時、4時、5時

申し込み先：保健ふれあいセンター 電話 2-1339

申込締切日：11月13日（木）

料 金：1人 1,000円（生活保護世帯無料）

○対象となる方

- ・65歳以上の方
- ・60歳以上65歳未満の方で次の障害を有する方

1) 心臓・腎臓・呼吸器機能に極度の障害

2) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害

（実施期間外の接種は、全額自己負担（2,400円）となります）

*なお、町外の医療機関に入院されている方の接種も同期間が対象となります。

詳しくは、ふれあいセンターまでお問い合わせください。



【64歳以下の方（13歳未満の子どもを除く）】

接種期間：平成20年11月10日（月）から11月14日（金）

午後1時、2時、3時、4時、5時

申し込み先：天塩町立国保病院 電話 2-1058

申込締切日：11月13日（木）

料 金：1人 2,400円



【子ども（13歳未満）は2回の接種が必要です。】

接種期間：1回目：平成20年11月10日（月）から11月14日（金）

午後1時、2時、3時、4時、5時

2回目：平成20年12月1日（月）から12月5日（金）

午後1時、2時、3時、4時、5時

申し込み先：天塩町立国保病院 電話 2-1058

申込締切日：11月13日（木）

料 金：1回 2,000円



【問い合わせ】
天塩警察署
雄信内駐在所
電話 4・3009

特に、車の方は、スピードダウンと対向車、歩行者の動静に気をつけてください。

雄信内1条通の栄橋付近約200メートル区間は、大型車の通行が禁止されていましたが、現在、通行禁止規制を解除しております。

大型車通行禁止規制が解除されています



9月5日

菊地建設(株)・三井住建道路(株)道北事務所 が地域社会貢献

9月5日に菊地建設(株)と豊富町の三井住建道路(株)道北支店道北事務所が地域社会貢献として、天塩保育所敷地内の草刈作業と保育所正面玄関前縁石の切り下げ作業を行いました。



8月25日

日赤奉仕団が回収活動

8月25日に日赤奉仕団(草刈房子委員長)が町内各所に回収BOXを設置し、集めていたペットボトルキャップをNPO法人エコキャップ推進協会へ送付しました。

今回、重量15キロ、約6,000個のキャップが集まりました。

このキャップは、800個で20円となり、子ども1人分のワクチンが購入できることから、今年5月から活動を行っておりました。

日赤奉仕団は、「引き続きキャップ回収していきたいので、ご協力お願いします」と述べておりました。



8月27日

「かけこみ110番」模擬訓練

8月27日に新天塩石油給油所で地域防犯ネットワーク「かけこみ110番」の事業所であるガソリンスタンドを対象とした模擬訓練が行われました。

集まった町内6社13名の職員で訓練が行われ、犯人役が通りがかった女性に声をかけ、包丁で脅す場面では、「キャー助けて!!」と女性が悲鳴を上げながら、スタンドへ駆け込む場面もあり、現場は緊迫した雰囲気の中で、訓練が行われました。



天塩高校インターンシップ 9月2.3日



9月2・3日に天塩高校の2年生が、町内の15か所の職場でインターンシップが行われました。

インターンシップとは、就業体験学習のことで、自分の将来のことを考え、いろいろな職場で必要な知識や、大切なことを学ぶことを主な目的としております。

消防署では、実際に交通事故の時などで使われる機械の使い方の説明を聞いたり、印刷会社では、自分でデザインをしたり、福祉関係の仕事を体験した人は、お年寄りと交流をしたりと、今後の進路に対して貴重な経験をすることが出来ました。

このインターンシップから学んだことを、今後の進路選択に生かし、将来の事を考えていきたいです。

『記事作成者 天塩高校2年 小柳 良輔』



9月1日

消費者協会が防災頭巾贈呈

9月1日に天塩消費者協会（寺本孝子会長）が天塩小学校児童に災害用防災頭巾90枚の贈呈を行いました。（現在、残り児童全員分を作製中）

この防災頭巾は古い着物の生地などを使っており、会員が1枚1枚手作りで作製しました。

贈呈を受け横溝校長は「早速、避難訓練で使わせていただきたい、ありがとうございます。」とお礼の言葉を述べておりました。



9月12日

天塩町敬老会

9月12日に天塩町敬老会が福祉会館で行われ、70歳以上対象者786名中、230名が出席しました。

天塩町長によるお祝いのことばのあと、毎年恒例となった「松村一郎一座ショー」が始まると軍服姿で登場した松村一郎さんが「今年も帰ってきました」と巧みなトークや歌や踊りで観客を沸かせていました。



平成20年 10月 町民カレンダー

日 休み	月 生ごみ ペットのふん	火 一般ごみ	水 資源ごみ 紙おむつ等 衣類等	木 生ごみ ペットのふん	金 農村地区	土 休み
9月 28	29	30	10月 1 ■5歳児検診 12時30分 〔ふれあいセンター〕 ■乳児健診 13時 〔ふれあいセンター〕	2 ■天塩保育所開放日 ■おでかけサロン 10時 〔雄信内老人憩いの家〕	3 ■高齢者大学 10時30分 〔福祉会館〕	4
5 ■天塩中学校学校祭 ■啓徳小中学校学校祭 ■雄信内保育所お遊戯会	6 ■定期健康相談 もの忘れ相談 10時 〔ふれあいセンター〕	7 ■骨粗しょう症検診 〔天塩町立病院〕	8 ■骨粗しょう症検診 〔天塩町立病院〕 ■運転免許更新時講習 〔福祉会館〕 優良13時	9	10	11 ■運転免許更新時講習 〔豊富町〕 優良13時 一般14時 違反15時30分
12	13 祝日（体育の日）	14 ■おでかけサロン 10時 〔老人福祉センター〕	15	16 ■いきいきサロン 10時 〔雄信内老人憩いの家〕	17	18
19 ■天塩小学校学芸会	20 ■夕映健康相談 13時30分 〔てしお温泉夕映〕	21	22	23 ■出前サロン 10時〔ケアハウス〕	24 ■雄信内保育所開放日	25
26	27	28 ■フッ素塗布 12時30分 〔ふれあいセンター〕 ■いきいきサロン 10時 〔老人福祉センター〕	29 ■フッ素塗布 12時30分 〔ふれあいセンター〕	30	31	11月 1
2	3	4	<p>◎印はあいあいクラブ（毎週火曜・木曜日10時～12時） 場 所：子育て支援センター（天塩保育所内）</p> <p>■日程は変更となる場合がありますので、ご確認ください。 ■ごみは当日の朝8時までに出してください。 ■壁など見やすいところにはってご利用ください。</p>			



▼第2回萌える天北オロロンルートフォトコンテストの応募を締め切りました。
10月に審査会を開催予定です。
今回も最優秀賞（5万円相当）、優秀賞を受賞された方には副賞として留萌管内の特産品が進呈されます。



第1回フォトコンテスト最優秀作品

ルート加盟団体からのお知らせ

- 留萌地域情報受信システム実行委員会
- ▼るもいfan.net
ルート内の情報が満載です。毎日更新中ですので、是非ご覧下さい。
- ▼るもいfan通信
毎月20日に発行しているフリーペーパーです。各市町村役場、観光施設、留萌信用金庫各支店、郵便局などに設置しています。
- ▼るもいfan わがマチ元気発信！
毎月第2、第4土曜日午前11時30分から76.9MHzで放送中です。

ルート活動報告

ルート活動報告
▼萌える天北オロロンルートのホームページが完成しました。
ルートの内容がわかりやすく説明されているほか、各プロジェクトの活動報告も掲載しています。
<http://rumoifan.net/moeten/>

萌える天北オロロンルート運営代表者会議事務局
TEL 0164-42-3871
FAX 0164-42-2200
メール tenpoku-ororon@moeru.mfm

・シーニックバイウェイ北海道の情報
<http://www.scenicbyway.jp/>

こんにちは地域包括支援センターです

ご存知ですか？『成年後見制度』

成年後見制度は、認知症などの精神上の障害によって判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人（成年後見人等）を選任して法的な権限を与え、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、ここでは「法定後見制度」について紹介します。

法定後見制度は本人の判断能力の程度に応じて「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の3つの種類に分けられます。

種類	判断能力の程度
「後見」	日常的な買物も自分でできない 日常的な事柄（家族の名前、自分の住所）が分からない等
「保佐」	日常的な買物は自分でできるが、重要な財産行為（不動産等の売買、金銭貸借、自宅の増改築工事契約など）は自分でできない
「補助」	重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぶまれる

法定後見制度を利用するためには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に審判の申立てをし、家庭裁判所が本人の判断能力に応じて「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任します。成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

本人を保護・支援するために後見人等に与えられる法的な権限として、一つ目に「同意権・取消権」があります。本人が後見人等の同意なしに行った法律行為を取消（無効）にする権限で、例えば、本人が成年後見人の同意なく行った、100万円の布団の購入を取消すなどですが、日用品の購入など日常生活に関する行為は取消すことができません。

二つ目に「代理権」があります。後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限で、例えば、本人の代理人として成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行うなどです。

申立てのできる人は、本人、配偶者、四親等以内の親族、市町村長（身寄りのいない高齢者の場合など）などです。申立てには費用と後見開始まで2～3ヶ月前後の期間が必要です。また、後見人等に対し、個々の事案に応じて家庭裁判所が決定した報酬が本人の財産の中から支払われることになります。

地域包括支援センターでは、成年後見制度の利用についての情報提供を行っていますので、ご相談ください。

【お問い合わせ】天塩町地域包括支援センター 電話 9-2081

まちの 伝言板

Information イノコオメーション

- 受付時間
12時30分～12時50分
- 検診時間
13時00分～16時00分まで

問合せ

教育委員会 学校教育係
☎2-1026

小学校就学予定者 健康診断のお知らせ

教育委員会

学校保健法の規定により、平成21年4月に新しく小学校へ入学する児童について健康診断を実施します。

この健康診断は、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上の適正な就学を期するためにに行いますので、保護者が付き添って必ず受診されますようお願いいたします。

- 実施日
平成20年10月9日(木)
- 実施場所
天塩町社会福祉会館
- 検査項目
一般的な内科検診、歯科、視力、聴力、知能検査、言葉の観察等

裁判員制度 初めての名簿記載通知 を目前に控えて

●来年の5月21日から裁判員制度が始まります。裁判員裁判の実施に向けて、全国各地の裁判所では、本年10月下旬から11月上旬ころまでの間に翌年分の裁判員候補者名簿を作成します。

●本年、全国で作成される名簿に記載される裁判員候補者に総数は約30万人と見込んでいます。

●裁判員候補者名簿に載った方には、本年11月下旬から12月上旬頃までの間に、名簿に記載されたことの通知(名簿

記載通知)をお送りします。

この通知は翌年、裁判員を選出するための手続きを行う期日に裁判所にお越しいただくためのお知らせ(呼出状)が届く可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためにお送りするものです。

●裁判員候補者名簿に載った方には、この名簿記載通知のほか、調査票をお送りします。調査票は、できるだけ早期に裁判員になることができない事情等をお尋ねすることにより、無用に裁判所にお越しいただくことを避け、裁判員候補者の方々の御負担を軽減するためのものです。御記入・御返送につき御協力ください。

【お問い合わせ】

旭川地方裁判所事務局総務課庶務係
TEL 0166-51-6255

マイバック・キャンペーン
北海道は10月は、マイバッグキャンペーンの月です

●気軽に始めよう 試しにやってみよう 自分のバッグで買い物!

買い物をする時にもらうレジ袋や包装紙、紙袋。皆さんのご家庭でたくさん余っていませんか?

私たちが持ち帰るレジ袋や包装紙類が少なければ、ごみの減量にもつながります。

スーパーでの買い物では、かごを覆える大きさのバッグを使えば、清算後、レジ袋に詰め替える手間がかからず便利です。

買い物には、自分の「買い物袋(マイバッグ)」を持っていきましよう!

包装はできるだけ断り、レジ袋はなるべくもらわない工夫をしてみてくださいませんか?

●マイバッグキャンペーン(買い物袋持参運動)とは?

国民1人(乳幼児を除く)が



役場の電話番号

2-1001

掲載を希望される方へ
11月号に掲載を希望する
方は10月10日(金)までに
お知らせください。

買い物の時、受け取るレジ袋は、年間300枚ほどになります。

石油を原料として作られ、そのほとんどが消費(廃棄)されています。

この運動は、自分の買い物袋を持参したり、以前にスーパーやコンビニで受け取ったレジ袋をくり返し使うことにより、廃棄されるごみを減らし、ごみに関する意識啓発、使い捨てのライフスタイルの転機を回すための運動です。

●取り組み内容

●お買い物には、買い物袋を持っていきましょう

●レジ袋は、くり返し使いましよう

●包装はできるだけ断りましよう

●簡易包装に協力しましよう

【留萌支庁生活環境課・天塩町住民課】

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ ～ 保険料の「年金差し引き」が10月から始まる方へ～

被用者保険※の被保険者(加入者本人)だった方へ

被用者保険の被保険者だった方は、長寿医療制度に加入してから9月まで、納入通知書や口座振替により保険料を納めていただいていたのですが、10月からは年金から差し引かれることとなります。

ただし、下記①か②のどちらかに当てはまる方は、これまでどおり納入通知書や口座振替により納めていただきます。

- ①年金額が年額18万円未満の方（介護保険料が年金から差し引かれていない方）
- ②介護保険と長寿医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

被用者保険※の被扶養者だった方へ

被用者保険の被扶養者だった方は、長寿医療制度に加入してから9月まで、保険料のお支払いが免除されていましたが、10月からは年金から差し引かれることとなります。

ただし、上記①か②のどちらかに当てはまる方は、納入通知書や口座振替により納めていただきます。

なお、保険料額は、10月から平成21年3月までの合計で2,100円です。2,100円になっていない場合は、お住まいの市町村へお問い合わせください。

- * 加入した月によって、年金差し引きにならない場合があります。
- 詳しくは、保険料額決定通知書や保険料額変更決定通知書をご覧ください。

※被用者保険とは？

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	電話011-290-5601
	天塩町役場 住民課保険衛生係	電話01632-2-1001

行政相談週間は

10月20日(月) から **10月26日(日)** です。

行政相談週間にちなんで、次のところでご相談に応じます。

このような
場合

行政相談を

役場や独立行政法人の仕事、JR・NTT・JTや公庫・公団といった特殊法人の仕事について

- ◆役場などに対する手続きがわからない。
- ◆役場などの処理が遅い、まちがっている。

たとえば…

- 道路や河川管理など
- 年金、医療保険、雇用保険、火災など
- 生活保護、老人・母子・身障者福祉など
- 登記事務、国税、郵便、鉄道・バス、電話など

10月23日(木)

10:00～12:00

中央町民会館

(民生委員、心配ごと相談員と合同)

13:30～15:30

雄信内生活改善センター

上記日時のほかにも行政相談委員は、随時ご相談に応じています。



総務省 行政相談委員

沢田 泰 天塩町山手通6丁目 ☎2-1225

土地活用 みんなで 創る 美しいまち 10月は「土地月間」です

10月は「土地月間」です。国土交通省では土地基本法の趣旨を踏まえ、土地についての基本理念及び土地対策の重要性について皆さんの理解と関心を高めるため、毎年10月を「土地月間」とし、10月1日を「土地の日」としています。「土地月間」を機会に、土地について今一度お考えいただき、ご理解を深めていただきますようお願いいたします。

国土交通省
北海道
天塩町

ご厚志
ありがとうございます

●天塩町社会福祉協議会
愛情銀行へ

【香典返しとして】

新栄通9 立花 孝男さん
三〇,〇〇〇円
山手裏5 高橋 とみさん
三〇,〇〇〇円

●恵愛荘入所のお年寄りへ

北川口 利木 正三さん
海岸通3 渡邊 朝子さん
新川団地 加賀山久蔵さん
南川口 安川 博さん
天塩町農業協同組合女性部



シンボルマーク

10月から、政管健保は「協会けんぽ」 に変わります。

政府管掌健康保険は、これまで国（社会保険庁）で運営していましたが、本年10月に新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することになります。

現在お持ちの被保険者証は10月以降も切替が終了するまで引き続き有効であり、保険給付の内容に変わりはありません。全国健康保険協会北海道支部の所在地・連絡先は以下のとおりです。

〒060-8524 札幌市北区北7条西4-3-1 新北海道ビル
全国健康保険協会北海道支部
TEL 011-726-0352 (代表)

●ひ/と/の/う/ご/き●

おたんじょう

黒川 夏希ちゃん
公範さん・優子さんの長男 振 老
小澤 来翔ちゃん
誠さん・志織さんの長男 富士見

おくやみ

立花 好さん 74歳 新栄通9
高橋 昭治さん 80歳 山手裏5
豊川留之丞さん 80歳 新地通10
永浦 忠雄さん 67歳 緑 新
片岡 正四さん 92歳 南開団地
大久保定夫さん 95歳 更岸中央

●わたしたちのまち●

8月末

人口 3,733人 (-8)
男 1,834人 (-5)
女 1,899人 (-3)
世帯数 1,646世帯 (+3)



天塩高校生がインターンシップとして町内各所で職場体験を行いました。企画商工課に体験に来た小柳良輔君には「一日広報マン」としてカメラを片手にインターンシップの様子を取材してもらいました。「まちの話題」で記事を掲載しておりますので是非ご覧ください。(T)

編集後記

「再生紙使用」